

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称

社会医療法人 水人会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事業所の所在地

岡山県倉敷市水島青葉町4番5号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日

昭和36年12月26日

(4) 設立登記年月日

昭和36年12月27日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	加 原 尚 明	
理 事	松 尾 龍 一	水島中央病院 院長(管理者)
〃	守 屋 有 二	倉敷リハビリテーション病院 院長(管理者)
〃	井 上 周	水島中央病院 副院長
〃	田 中 勲	水島中央病院 副院長
〃	小 瀬 靖 郎	水島中央病院 診療部 部長
〃	馬 生 康 宏	水島中央病院 事務統括部長
監 事	瀧 澤 正	(医)滝沢整形外科医院 院長
〃	齋 藤 武 次 郎	倉敷市議会議員

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

注) 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保険施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

注) 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	水島中央病院	岡山県倉敷市水島青葉町 4番5号	一般病床 155床 [医療保険 155床]
	倉敷リハビリテーション病院	岡山県倉敷市笹沖21番地	一般病床 103床 療養病床 52床 [医療保険 155床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月27日 ・令和2年度決算承認の件

令和4年3月29日 ・令和4年度事業計画並びに収支予算案承認の件

〃 ・令和4年度借入金最高限度額承認の件

〃 ・役員報酬(使用人兼務役員等)支給限度額の承認に関する件

〃 ・役員選任の件

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

- (7) その他
なし

様式第三号

法人名 社会医療法人 水和会

※医療法人整理番号 〇〇〇三六

所在地 岡山県倉敷市水島青葉町4番5号

財 産 目 録

(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	7,184,948 千円
2. 負 債 額	667,526 千円
3. 純 資 産 額	6,517,422 千円

(内 訳)

(単位：千円)

分	金 額
A 流 動 資 産	3,267,843
B 固 定 資 産	3,917,105
C 資 産 合 計 (A + B)	7,184,948
D 負 債 合 計	667,526
E 純 資 産 (C - D)	6,517,422

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第二号

法人名 社会医療法人 水人会

※医療法人整理番号 00036

所在地 岡山県倉敷市水島青葉町4番5号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		4,945,498
2 事業費用		
(1) 事業費	4,811,290	
(2) 本部費	-	4,811,290
本来業務事業利益		134,208
事業利益		134,208
II 事業外収益		
受取利息	136	136
III 事業外費用		
支払利息	416	416
經常利益		133,928
IV 特別利益		
固定資産除却益	291	291
V 特別損失		
固定資産除却損	0	
退職給付引当金繰入	12,284	
役員退職慰労引当金繰入	82,866	95,150
税引前当期純利益		39,069
法人税・住民税及び事業税	-	
法人税等調整額	-	-
当期純利益		39,069

様式5

※医療法人整理番号 〇 〇 〇 〇 3 6

法人名 社会医療法人 水和会
所在地 岡山県倉敷市水島青葉町4番5号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし					

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

社会医療法人 水和会

理事長 加原尚明 殿

私たちは、社会医療法人水和会の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、社員総会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁事項等を閲覧し、施設の業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月23日

社会医療法人 水和会

監事

齊藤 武彦

監事

龍澤 正

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜処理により処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は繰延消費税等として、その他の資産の「繰延消費税」として表示し、5年間で均等償却している。

7. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

特にありません。

8. 重要な会計方針を変更した旨等

役員退職慰労引当金の計上基準の変更

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

役員退職慰労金については、従来支出時に費用計上していた。当期より役員の在任期間における費用を合理的に配分することにより期間損益の適正化を図るため、内規に基づく期末要支給額を引当計上することとした。

この変更に伴い、従来と同一の方法によった場合に比べ、医業費用は5,176千円増加し、事業利益及び経常利益が同額それぞれ減少するとともに、税引前当期純利益が88,043千円減少している。

9. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

特にありません。

10. 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

土地 57,258

(2) 担保に係る債務

短期借入金 43,329 千円

長期借入金 15,025

計 58,354

11. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当ありません。

(2) 個人である関係事業者

該当ありません。

12. 重要な偶発債務に関する事項

重要な偶発債務はありません。

13. 重要な後発事象に関する事項

重要な後発事象はありません。

14. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

その他開示を要する事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月20日

社会医療法人水和会
理事会 御中

杉山公認会計士事務所

埼玉県さいたま市

公認会計士

杉山 幹夫

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人水和会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、

その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、

計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上